

# あおもり子どもの居場所づくり 活動マニュアル



# 目次

- 1 「こども食堂」を中心に…  
「子どもの居場所」開設マニュアル（18のQ&A）…………… 1
- 2 子どもの居場所安心マニュアル…………… 5
- 3 活動支援のための無料貸出品 …………… 8
- 4 「みんなの居場所」づくりの支援 …………… 10
- 5 県内の子どもの居場所に関わる関係団体等一覧 …………… 14

令和4年3月に発行した「あおり子どもの居場所づくり活動事例集（発行者：青森県健康福祉部こどもみらい課／作成者：社会福祉法人青森県社会福祉協議会）」の資料編を抜粋した冊子です。

# 1 「こども食堂」を中心に…

## 「子どもの居場所」開設マニュアル (18のQ&A)

(青森県社会福祉協議会作成)

**Q 1 「こども食堂」は自由に作っていいの？**

**A 1 「こども食堂」は制度でも登録されている名前でもないのに、自由に作ることができます。**

一般的に「こども食堂」とは、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）をいいます。



**Q 2 名前は自由に決めていいの？「子ども食堂」？「こども食堂」？**

**A 2 ネーミングは開設する方々などで自由に決めてよいものです。**

高齢者や普通の住民も対象のところでは「こども」という表現自体を使っていなかったり、「食堂」という表現がない場合もあります。

**Q 3 「こども食堂」は私にもできるのでしょうか？**

**A 3 作ろうと思う気持ちがあれば、誰でもできます。**

始めたいなと思ったら、こんなことから始めてみたらいかがでしょうか。

- ・一緒に始める仲間を探す。
- ・夢の「こども食堂」を描いて語り合う。
- ・実際の「こども食堂」に行ってみる。
- ・地元の社会福祉協議会などに相談してみる。

★とりあえず、やってみる。

**Q 4 まずは、何から始めたらよいのでしょうか？**

**A 4 こども食堂を始めたいと思ったら、まず次のことを決めていきましょう。**

- |          |             |           |             |
|----------|-------------|-----------|-------------|
| ・開催する場所  | ⇒ Q5 へ      | ・食事のメニュー  | ⇒ Q13・Q14 へ |
| ・参加の対象   | ⇒ Q6・Q7 へ   | ・保険       | ⇒ Q15 へ     |
| ・周知の方法   | ⇒ Q8 へ      | ・プログラム    | ⇒ Q16 へ     |
| ・実施の頻度   | ⇒ Q9 へ      | ・衛生管理     | ⇒ Q17 へ     |
| ・料金の設定   | ⇒ Q10・Q11 へ | ・いつから始めるか | ⇒ Q18 へ     |
| ・運営のスタッフ | ⇒ Q12 へ     |           |             |





**Q 5** どこで開催したらよいのでしょうか？

**A 5** いろんな場所で開催されています。

- ・公共の建物（公民館・集会所）  
無料でなくても使用料は安価。  
調理室があるところも多い。
- ・社会福祉施設  
デイサービスなどは夕方以降空いている。  
調理できる場所がある。交流スペースがある場合も。
- ・飲食店  
定休日や閉店後に利用など。



**Q 6** 参加者は事前に把握した方がよいのでしょうか？

**A 6** 参加者の対象を明確にすることから始めましょう。

申込制だと、なかなか参加しにくくなります。食事の不足やロスのことを考えると申込を取る方がよいといえます。事前申込制のこども食堂の方が多いようです。

**Q 7** 参加の対象は？

**A 7** 年齢や家族状況などさまざまです。

小学生以上、ひとり親家庭、低所得者世帯のこども、こどもならだれでも。高齢者など、大人でも誰でもなど、さまざまな形態があります。

**Q 8** どうやったらこどもたちが来てくれるのでしょうか？

**A 8** 参加対象によって異なりますが、一般的には、学校を通じて、チラシなどを配布してもらったり、自治会の回覧板を利用するなどの方法があります。

また、広く自治会長や民生委員、保育園や放課後児童クラブなどに声をかけたり、周知に協力してもらうこともできます。

**Q 9** いつ開催したらよい？開催頻度は？

**A 9** さまざまな形態があり、夏休みなどの長期休暇だけの開催、月1回の開催、毎週土曜日の開催や平日の夜の開催などがあります。

定期的な開催の方が、来る人が迷うことがないと言われています。  
月1回、土曜日開催のところが多いようです。



**Q10 参加費や料金はいくらにしたらよいのでしょうか？**

**A10 完全に無料にしているところが増えつつあります。**

無料から100円～300円くらいまでの料金設定が多いようです。

こども無料で、大人は300円という設定や、スタッフの協力金で、こどもの分は無料にしているところもあります。



**Q11 運営費はどうしたらよいのでしょうか？**

**A11 地域の方やスタッフの寄付や協力金で運営したり、助成金を活用するなどの方法があります。**

米や野菜などの食材の提供をしてもらったりする方法などもあります。

**Q12 スタッフはどうやって集める？ どのような人たち？**

**A12 必要なスタッフは、会場のスペースやこどもの数などでさまざまです。**

こども食堂を運営したいという有志だけでなく、ボランティアを募集して協力してもらっているところもあります。

こどもの年齢に近い学生に協力してもらったり、栄養士や調理の資格を持っている人に参加してもらっている場合もあります。

**Q13 食事のメニューは？**

**A13 食事のメニューもそれぞれです。**

寄付食品から運営者が決めたり、来ている子どもたちに希望を聞いたりして決めていることもあります。

最もよく提供されているメニューは、カレーです。調理の簡単さもありますが、子どもも大人も嫌いな人が少なく、栄養価が高いことも利点です。



**Q14 アレルギーへの対応は？**

**A14 アレルギーの対応もそれぞれですが、対応していない場合は先に明確にしているところもあります。**

受付時にアレルギーの有無を確認している場合もあります。

**Q15 事故があった場合の保険はどうしているの？**

**A15 ボランティア行事用保険があります。**

活動するボランティアだけでなく、こども食堂を利用する全員が対象となり、保険料も安価です。

申込は、市町村社会福祉協議会で、開催日の前日までに手続きすることが必要です。



**Q16 食事以外のプログラムはどうしているの？**

**A16 学習支援を取り入れて開催している場合などがあります。**



また、こどもと一緒に調理をするなどして食育の活動を行っているところもあります。地域の方々の協力を得ながら、昔ながらの遊びを行ったり、こどもが自由に遊べるスペースを確保するなど、形態はさまざまです。

**Q17 保健所への届出は必要でしょうか？**

**A17 飲食店の営業許可があると不特定多数の人に食事を提供することができます。**

詳細は、お近くの保健所にお問合せください。

衛生管理については、必須です。スタッフで情報を共有することが大事です。

**Q18 ほかではどうしているの？こども食堂のネットワークはある？**

**A18 いろいろな規模で、こども食堂同士の情報交換を行ったり活動をしている団体があります。**

青森県社会福祉協議会では「みんなの居場所」の登録制度を通じて、こどもの居場所の横のつながりや活動をしています。



青森県社会福祉協議会「福祉ネットあおもり」

<http://aosyakyo.or.jp/>

のトップページから



全国の支援団体では、登録団体等に対して定期的に情報を発信したり、活動を支援しています。

- ・「全国こども食堂支援センターむすびえ」は、定期的な情報発信や情報交換会、研修会などを通じて、全国のこども食堂を支援しています。
- ・「こども食堂ネットワーク」は、こども食堂を広げるための連絡会です。
- ・「こども食堂サポートセンター」は、全国食支援活動協力会が運営し、広がれこども食堂の輪推進会議の開催やガイドブックの作成などで、活動を広げています。

### ●●●食中毒予防編●●●

#### ★食中毒予防の3原則★

- 1 つけない      2 ふやさない      3 やっつける



#### ★調理前★

食材や食器にさわる前はもちろん、生の肉・魚介類・卵にさわった後や、調理の途中でトイレに行ったり、ゴミ箱にさわったりした後は必ず手を洗う。



#### ★調理★

- ・調理前に、手などに付けているアクセサリー（時計、指輪、つけ爪など）は外す。
- ・手にケガをしている時は、調理しないようにする。（傷口にいる菌が食中毒を引き起こすことも！）
- ・必要に応じて、ビニール手袋を着用する。
- ・盛り付けは清潔な食器を使う。



#### ★食事★

- ・食事の前に、手を洗う。
- ・温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べる。
- ・長時間、室温で保管・放置しない。
- ・2時間以内に食べ終わるようにする。



#### ★片付け★

- ・食器や調理器具はそのままにせず、できるだけ早く洗う。
- ・タオルやふきんは、清潔な乾燥したものを使う。
- ・調理器具などは熱湯または漂白剤などを使って消毒する。





## ●●●新型コロナウイルスを含む感染症対策編●●●

### ★飲食について★

マスクを外す飲食の場では感染リスクが高く、飲食店などではクラスターも報告されています。

気が付かないうちに回し飲みや取り箸などの共用をしてしまうことも生じやすいですが、こうしたことも感染のリスクを高めることにつながります。

食べる時だけマスクを外し、会話する時はマスクを着用、体調が悪い人は参加しないといった基本を守ることも大事です。

また、感染状況は日々変わりますので、状況に応じて対応してください。

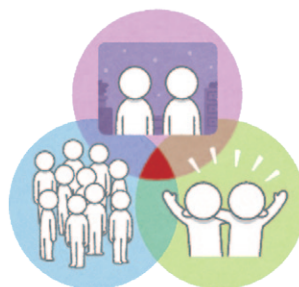
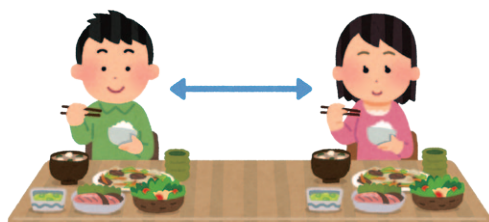
### ★食事をするにあたり★

- ・ 座席の間隔の確保（対面ではなく横並びにするなど）
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨（食べている時はしゃべらない）
- ・ こまめな手洗い、手指消毒（食べる前と食べた後）
- ・ 咳エチケットの徹底（手で口をおさえない、何もせずにくしゃみをしない）
- ・ こまめに換気（1時間に2回以上、数分程度）



### ★基本的な対策として★

- ・ 身体的距離の確保
- ・ 3密（密集、密接、密閉）の回避
- ・ 何よりも一人ひとりの健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず休む。





# 正しい手洗いの方法

1 流水で洗う



2 石けんを手取る



3 手のひら、指の腹面を洗う



4 手の甲、指の背を洗う



5 指の間(側面)、股、  
付け根を洗う



6 親指と親指の付け根の  
ふくらんだ部分を洗う



7 指先を洗う



8 手首を洗う (内側・側面・  
外側)



手洗いの画像 出典：看護 roo! ([https://www.kango-roo.com/ki/image\\_1829/](https://www.kango-roo.com/ki/image_1829/))

### 3 活動支援のための無料貸出品

下記機器等を無料でお貸ししています。

<借用方法>

- ・ 借りたい物品や日時を県社協へ電話やメールでご連絡ください。
- ・ 送料は双方負担です。  
(県社協から送る際は送料不要ですが、返還いただく時はご負担ください)

<連絡先>

青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

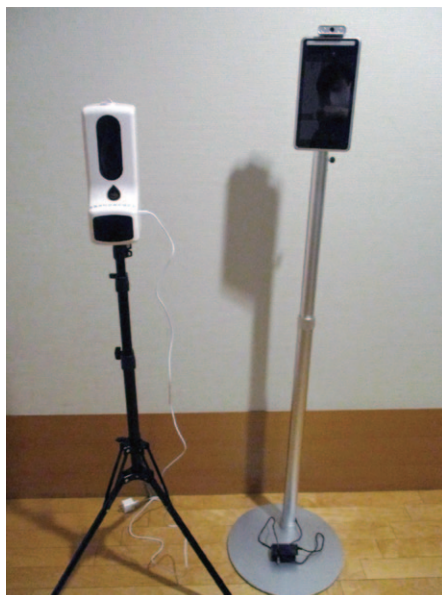
TEL: 0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 9 1 E-mail : shiawase@aosyakyo.or.jp

#### (1) 非接触型体温計

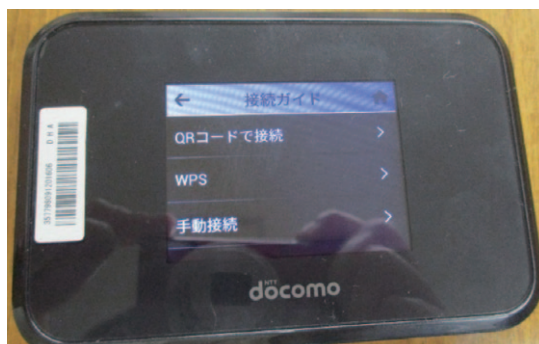
① 消毒液噴射型

② 検温カメラ式

③ 手動式



#### (2) モバイル Wi-Fi



※パソコンやプロジェクターも無料貸出可能！



(3) サーキュレーター

- ・高さ 29cm 重さ 1.2kg
- ・← 21cm × 21cm →
- ※電源必要



(4) CO2濃度測定器

- ・1200ppm で換気必要！
- ・アラーム機能あり
- ・高さ 15cm くらい
- ※電源必要だが、充電可能



(5) 簡易テント



- サイズ / 約 2500 × 2500 × 2500mm
- 5～6人用 (目安)
- 高さ 3段階調節  
1900・2200・2500mm
- 収納時約 1170 × 190 × 190mm
- 重量 / 約 12.5kg
- 耐水圧 / 約 800mm
- 材質 / フレーム: スチール・ナイロン・ABS樹脂・ポリプロピレン  
天幕: ポリエステル
- セット内容 / フレーム × 1・天幕 × 1
- 付属品 / ロープ × 4・ペグ × 8・  
収納ケース × 1・取扱説明書

テントの重り

- ウエイトサイズ / 約 40 × 40cm
- ウォータータンクサイズ /  
約 260 × 230 × 290mm (ジャバラ式)
- 重量 / 約 660g
- 本体 / 面ファスナー固定式
- セット内容 / 本体 × 2  
ウォータータンク 9L × 2



## 4 「みんなの居場所」づくりの支援

青森県社会福祉協議会では、身近な地域で食を通じて行われる「みんなの居場所」が各地域に広がるための支援をしています。

必要な情報を提供したり、交流や情報交換の場を設けるなどして、活動を支援しています。

### 【登録・問合せ先】

青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

TEL: 017-723-1391 E-mail: shiawase@aosyakyo.or.jp

### 「みんなの居場所」づくり支援のための登録要領

#### (趣旨及び目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内で食を通じた居場所づくりを行っている「みんなの居場所」（以下「みんなの居場所」という。）の活動や運営を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 県社協は、「みんなの居場所」が、多様な個人や団体の参加と協働の下に安定した運営が行われるように支援するとともに、利用したい人が必要な時に「みんなの居場所」を利用できるように取り組むものである。

#### (県社協の取組内容)

第2条 県社協は、前条の趣旨に基づき、次の事項について取り組むものである。

(1) 「みんなの居場所」の活動に関する交流の場づくり

実際の活動の工夫や取組内容を共有することにより、それぞれの「みんなの居場所」の活動に活かすための交流の場づくりを行う。

(2) 「みんなの居場所」の活動を行う者に対する情報の提供及び収集

活動に役立つさまざまな情報を提供する。

(3) ホームページ等を活用した「みんなの居場所」の情報の発信

ホームページ等を活用し、実際活動している「みんなの居場所」を周知するとともに、こうした活動の認知度を高める活動を行う。

(4) その他、必要な活動

その他、前条の趣旨に基づき必要と考えられる活動を行う。

#### (「みんなの居場所」の登録)

第3条 県社協は、次に掲げる全ての要件を具備する「みんなの居場所」の活動主体に対し、前条の支援を行うものである。

(1) 実際に「みんなの居場所」の活動を青森県内で行っている個人・団体であること

(2) 営利を目的としない活動であること

(3) 食を通じた活動があること

(4) 「みんなの居場所」が定期的開催されていること



- 2 前項の全ての要件を具備し、前条の支援を受けようとする個人・団体は、様式1「みんなの居場所登録申請書」に必要事項を記載し、県社協に申請するものとする。
- 3 県社協は、第1項に規定する条件を具備していることを確認し、当該個人・団体を「みんなの居場所」として登録し、必要な支援及び公表を行うものとする。
- 4 前項で登録された「みんなの居場所」の活動主体は、内容に変更があった場合は、様式2「みんなの居場所登録内容変更届」に変更内容を記載し、県社協に届出するものとする。
- 5 第3項で登録された「みんなの居場所」の活動主体が、登録の取消や抹消を希望する場合は、書面でその旨を県社協に通知するものとする。
- 6 県社協は、第3項で登録された「みんなの居場所」の活動主体が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消しすることができる。

- (1) 様式1及び様式2の情報の連絡先に1年以上連絡がつかない場合
- (2) 第3条第1項に規定する要件に該当しないことが確認された場合
- (3) 不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
- (4) その他前各号に準ずる場合

(経費)

第4条 前条に規定する「みんなの居場所」の登録に係る経費は無料とする。但し、県社協が行う取り組みにおいて、経費の負担を求めることがある。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

様式 1

「みんなの居場所」登録申請書

- 1 「みんなの居場所」づくり支援のための登録要領に基づき、下記のとおり申請します。
- 2 私たちの活動は、
- (1) 実際に「みんなの居場所」の活動を青森県内で行っている個人・団体です。
  - (2) 営利を目的としていない活動です。
  - (3) 食を通じた活動です。
  - (4) 「みんなの居場所」が定期的で開催されています。
- 3 ホームページ等において、公表する内容の可否については、次のとおりです。

項目	内容	公表の可否
① 名称	※「〇〇食堂等」、みんなの居場所の名称を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
② 活動主体	※運営する団体等の名称がある場合に記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
③ 活動地域	市町村名 ( ) 地区名 ( )	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
④ 開催場所	※複数ある場合は、複数個所を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑤ 開催頻度	※月1回、第3金曜日など具体的に記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑥ 対象者	※参加の対象者を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑦ 利用料金	※対象によって異なる場合は、個別に記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑧ 実際の参加者	※子どもが多い、高齢者が多いなどの内容や1回あたりの実参加人数を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑨ 公表できる連絡先	※公表できるものだけを記載ください。 住所 〒 電話 FAX E-mail 担当者名 URL	公表します (公表不可の場合は記載不要)
⑩ 連絡先	※上記と同様の場合は記載不要 住所 〒 電話 FAX E-mail 担当者名	/

年 月 日

活動主体 (代表者等氏名)



様式2

「みんなの居場所」登録内容変更届

1 登録された内容に変更があったので、下記のとおり届出します。

※変更箇所のみ記入

項目	内容	公表の可否
①名称	※「〇〇食堂等」、みんなの居場所の名称を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
②活動主体	※運営する団体等の名称がある場合に記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
③活動地域	市町村名 ( ) 地区名 ( )	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
④開催場所	※複数ある場合は、複数個所を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑤開催頻度	※月1回、第3金曜日など具体的に記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑥対象者	※参加の対象者を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑦利用料金	※対象によって異なる場合は、個別に記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑧実際の参加者	※子どもが多い、高齢者が多いなどの内容や1回あたりの実参加人数を記載ください。	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
⑨公表できる連絡先	※公表できるものだけを記載ください。 住所 〒 電話 FAX E-mail 担当者名 URL	公表します (公表不可の場合は記載不要)
⑩連絡先	※上記と同様の場合は記載不要 住所 〒 電話 FAX E-mail 担当者名	

## 5 県内の子どもの居場所に関わる関係団体等一覧

### ●市町村子どもの貧困対策担当課

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
青森市	子育て支援課	017-734-5320	板柳町	介護福祉課	0172-73-2111
弘前市	こども家庭課	0172-40-7039	鶴田町	町民生活課	0173-22-2111 (内線 161)
八戸市	子育て支援課	0178-43-9581	中泊町	福祉課	0173-57-2111
黒石市	福祉総務課	0172-52-2111 (内線 518)	野辺地町	健康づくり課	0175-64-1770
五所川原市	子育て支援課	0173-35-2111 (内線 2488)	七戸町	社会生活課	0176-68-2114
十和田市	こども支援課	0176-51-6716	六戸町	福祉課	0176-55-3111
三沢市	子育て支援課	0176-51-4431	横浜町	福祉課	0175-78-2111
むつ市	子育て支援課	0175-22-1111	東北町	福祉課	0176-56-3111
つがる市	福祉課	0173-42-2175	六ヶ所村	子ども支援課	0175-72-8035
平川市	子育て健康課	0172-44-1111	おいらせ町	保健こども課	0178-56-4259
平内町	福祉介護課	017-755-2114	大間町	住民福祉課	0175-37-2520
今別町	町民福祉課	0174-35-3004	東通村	健康福祉課	0175-28-5800
蓬田村	健康福祉課	0174-27-2113	風間浦村	村民生活課	0175-35-3111
外ヶ浜町	福祉課	0174-22-2941	佐井村	福祉健康課	0175-38-2111
鱒ヶ沢町	ほけん福祉課	0173-72-2111 (内線 154)	三戸町	住民福祉課	0179-20-1151
深浦町	福祉課	0173-74-2117	五戸町	福祉課	0178-62-2111 (内線 131)
西目屋村	住民課	0172-85-2803	田子町	住民課	0179-23-0678
藤崎町	住民課	0172-88-8184	南部町	健康こども課	0178-60-7100
大鰐町	保健福祉課	0172-55-6568	階上町	すこやか健康課	0178-38-1237
田舎館村	厚生課	0172-58-2111	新郷村	住民課	0178-78-2111

### ●県内福祉事務所

所属名	電話番号	所属名	電話番号
青森市福祉事務所	017-734-5334	つがる市福祉事務所	0173-42-2175
弘前市福祉事務所	0172-40-7039	平川市福祉事務所	0172-44-1111
八戸市福祉事務所	0178-38-0703	東地方福祉事務所	017-734-9950
黒石市福祉事務所	0172-52-2111 (内線516)	中南地方福祉事務所	0172-35-1622
五所川原市福祉事務所	0173-35-2111 (内線2487)	三戸地方福祉事務所	0178-27-4435
十和田市福祉事務所	0176-51-6716	西北地方福祉事務所	0173-35-2156
三沢市福祉事務所	0176-51-8770	上北地方福祉事務所	0176-62-2145
むつ市福祉事務所	0175-22-1111	下北地方福祉事務所	0175-22-2296

### ●県内関係機関

所属名	電話番号	所属名	電話番号
青森県社会福祉協議会	017-723-1391	青森県母子寡婦福祉連合会	017-735-4152



## ●子どもの居場所づくりコーディネーター

「子どもの居場所」を開設したい希望者と、地域のさまざまな社会資源とを結びつけるコーディネーターが県内で活躍しています。子どもの居場所づくりを始めたいと考えている方は、ご相談ください。(令和2年2月現在)

No.	お名前	活動地域	所 属	〒	住 所	電話番号
1	大塚恵子	造道・原別・東部地区	・みんなの食堂 アエール	030-0913	青森市東造道 1-5-15	090-4045-0882
2	加藤和子	東青地域(青森市内)	・みんなの食堂 アエール	030-0917	青森市矢作3丁目 9-12	090-4043-0749
3	柿崎 章	青森市内	・みんなの食堂 アエール	030-0921	青森市原別4丁目 7-30	017-736-7925
4	野呂敏子		・みんなの食堂			
5	後藤友美	青森市内 (主に青森市内が中心だが、できる限り相談に応じて活動したいです。)				090-5839-4671
6	葛西聖子	青森市				
7	秋元美幸	青森市浪岡地区	・指定障害者支援施設 りんどう苑	038-1342	青森市浪岡大字樽沢字上野 74-1	0172-62-1800
8	下館敏幸	八戸市、三戸郡	・TEAM あべじゃ〜ズ ・はづのへハロウィン 実行委員会	031-0023	八戸市是川3丁目 15-3	0178-96-2597
9	中村伸吾	青森市沖館地区	・沖館小学校教育振興会 ・幸伸保育園	038-0004	青森市富田5丁目 14-22	090-7561-3993
10	高田由美	市内全域	・社会福祉法人和幸園 和幸保育園	030-0861	青森市長島2丁目 1-12	017-776-4826
11	三上壽美子	平内町	・社会福祉法人三康福祉会 青空保育園	039-3332	東津軽郡平内町清水川和山 71-2 (青空保育園)	017-756-2109
12	阿保香月	大鰐町、碓ヶ関	・大鰐町赤ちゃん子育てサークル わにっこクラブ ・大鰐町あすなろ母親クラブ ・青森県教育支援プラットフォーム 中南地区実行委員会	038-0243	南津軽郡大鰐町八幡館長内 19-1	0172-47-5273 090-2985-7458
13	奈良清芽	弘前市	・文京地区民生委員児童委員	036-8153	弘前市三岳町	090-9630-7337
14	工藤知久子	青森市中央地区	・青森市浦町中学校区 コミュニティスクール ・地域応援チームうらまち ・青森市中央地区民児協	030-0823	青森市橋本3丁目 18-3	090-2020-7550
15	井澤淳	弘前市周辺	・社会福祉法人千年会 障害者支援施設千年園	036-8144	弘前市原ヶ平山中 39-1	0172-87-4888
16	三浦幸子	幸畑・筒井・大野	・特別養護老人ホーム正寿園	030-0124	青森市田茂木野阿倍野 63-2	017-738-3711
17	中田太		・特別養護老人ホーム正寿園	030-0124	青森市大字田茂木野字阿部野63番地の2	017-738-3711
18	小澤幸恵	基本的には青森市内 (他の地域は応相談)	・発達凸凹共育会「はぐとも」			090-5832-5751

No.	お名前	活動地域	所 属	〒	住 所	電話番号
19	佐藤まさ	弘前市	・子ども食堂 すこやかプロジェクト		弘前市	090-3364-9491 0172-33-9160
20	本江るみ子	むつ市、下北郡		039-4401	むつ市大畑町	090-9633-3340
21	太田功一		・まきばのこども園			
22	藤林 秀	西北五	・family café あづま〜る ・憩いの広場ここまる			
23	森 岩樹	弘前市を中心に 中弘南黒、西北地区、 青森市浪岡など 青森県西側	・特定非営利活動法人青森県 就職支援チーム ・ユースひろさき (フリースクール、通信制高校サポート校) ・特定非営利活動法人パノラマ (神奈川県高校生カフェ実践で知られる)	036-8247	弘前市大開 3-2-15	0172-87-8476
24	川名裕美	青森県全部	・NPO 法人子育てオーダー メイド・サポートこもも	030-0936	青森市矢田前字浅 井 26-28	080-5227-1887
25	橋本 歩	青森県内	・NPO 法人子育てオーダー メイド・サポートこもも	030-0821	青森市勝田 2 丁目 7-3	090-2997-8051
26	津島裕子	青森市、弘前市 他県内	・NPO 法人子育てオーダー メイド・サポートこもも	030-0821	青森市勝田 2 丁目 7-3	080-3145-5196
27	山脇麻衣子	青森市	・NPO 法人子育てオーダー メイド・サポートこもも ・新日本婦人の会青森支部			090-9313-4013
28	野呂深雪	弘前市内 (近隣市町村)	・一般社団法人プラシア	036-8087	弘前市早稲田 3 丁 目 5-5	0172-55-8863
29	服部 圭	三八上北 (十和田市)	・NPO 法人おいらせサポート ハウスKの家	034-0303	十和田市法量字焼 山 64-227	0176-74-1332
30	武内留美子	青森市西部地区 (主に沖館、富田、 篠田地区)	・青森市沖館民児協 ・青森市沖館小学校 ・青森市富田町会	038-0004	青森市富田 1 丁目 22-27	017-766-2930
31	柏崎美江	三沢市内、 近隣市町村	・三沢市民生委員児童委員協議会 ・三沢地区更生保護女性会 ・日の出町内会	033-0154	三沢市日の出 2 丁 目 94-738	0176-53-5485 090-2971-8672
32	富田玲子	青森県内	・三沢市民生委員児童委員協議会 ・三沢地区更生保護女性会 ・おいらせ農協女性部三沢支部	033-0133	三沢市鹿中 1 丁目 145-711	0176-54-3012
33	神田千寿子	三沢市内	・三沢市役所生活福祉課	033-0011	三沢市幸町 1 丁目	0176-53-1326
34	石川由佳	青森市近郊	・青森市民生委員・児童委員			090-7067-3981
35	工藤真理子	大野・浪館・金沢・ 安田	・このゆびとまれ	030-0852	青森市大野鳴滝 64-35	090-8924-1608 017-739-5178
36	白山拓弥	八戸市	・特定非営利活動法人あおばの会 (八戸あおば高等学院)	031-0081	八戸市柏崎 2 丁目 7-14	0178-22-3470
37	對馬明帆	青森市内及び 東青地区	・青森市民生委員児童委員協議会 ・油川地区民生委員児童委員協議会 ・油川地区社会福祉協議会	038-0058	青森市羽白字沢田 294-2	017-788-6221



No.	お名前	活動地域	所 属	〒	住 所	電話番号
38	古川聖子	青森県内	・学習塾のせっこ会	030-0822	青森市中央2丁目2-20	017-763-5568
39	甲地 操	青森市内、東津軽郡			青森市東部地区	090-9536-2497
40	鈴木杏子	青森市	・フェリーチェあおもり ・桜川みんなの食堂	030-0945	青森市桜川2丁目4-11	090-4639-4148
41	葛西淳子	青森市松原		030-0961	青森市浪打2丁目14-1	090-4635-1714
42	松家みはる	青森市内	・あおもり子ども劇場	030-0904	青森市茶屋町25-16-201	
43	小嶋真喜子	沖館地区	・小学校放課後子ども教室 ・沖館民児協	038-0002	青森市沖館5-20-21	017-766-3654 090-4315-4247
44	工藤奈々子	つがる市	・館岡保育園	038-3283	つがる市木造館岡上稲元21	0173-45-3520
45	千代谷成子	青森市内	・公益財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	030-0822	青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3F	017-735-4152
46	中野渡瞳	十和田市	・ひかり保育園	034-0037	十和田市穂並町4-60	0176-23-3446
47	秋田谷洋子	青森市	・公益財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	030-0822		090-5238-5989
48	久保 慎	八戸市周辺	・NPO 法人ワークスコープ ・ちょうじゃこども食堂	031-0042	八戸市十三日町4-1ユートピアビル1F	0178-51-8582

(青森県子どもの居場所づくりコーディネーター養成講座受講者番号順)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険



**保険金額・年間保険料 (1名あたり)** 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

保険金の種類	プラン			
	基本プラン	天災・地震補償プラン	[新設] 特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償	
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは  
コチラ



(ふくしの保険  
ホームページ)

\*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

## <基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

**ボランティア行事用保険** (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

**送迎サービス補償** (傷害保険)

**福祉サービス総合補償**  
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)